

新開発食品調査部会設置・運営規程

平成21年10月7日
消費者委員会決定
最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会令第一条第1項の規定に基づき設置する新開発食品調査部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（部会の設置）

第二条 消費者委員会（以下「委員会」という。）に新開発食品調査部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第三条 部会は、健康増進法の規定に基づき、販売に供する食品につき、内閣総理大臣が、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者に当該表示の許可を行うとき、及び当該許可に係る食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議する。

（調査会の設置）

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の出席には、会議の開催場所への出席のほか、部会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 部会に属さない委員は、あらかじめ部会長に届け出ることにより、会議に出席して発言することができる。ただし、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 4 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。ただし、当該臨時委員は、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の議事に関係のある臨時委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 5 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
- 6 部会の調査審議において、特別の用途に適する旨の表示の許可の申請をした者(以下「申請者」という。)の依頼等により申請資料等の作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、当該申請に係る調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べることができる。
- 7 前項の調査審議において、申請者からの依頼等によらずに作成された資料等であって提出資料等として利用されたものの作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が特に必要と認めた場合を除き、当該資料について意見を述べることはできない。
- 8 前2項に規定する場合のほか、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係(例えば、委員、臨時委員及び専門委員が、申請資料等の作成に協力した者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、当該申請者から研究費を受けている場合、当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合)を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べることはできる。

(審議の公開)

第六条 会議の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部

会はその理由を公表する。

- 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(部会の議決)

第七条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 審議結果
- 2 前項の規定は、調査会の議事について準用する。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条各項、第六条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

消費者委員会 新開発食品調査部会 委員名簿

(平成25年10月18日任命)
役職は平成27年4月1日現在

(部会長)	阿久澤良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
(部会長代理)	唯根妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
	石井里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
	板倉ゆか子	消費生活アナリスト
	大野泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
	木戸康博	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
	久代登志男	ライフ・プランニング・クリニック所長 日本大学 客員教授
	栗山真理子	特定非営利活動法人 アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
	古野純典	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 理事 国立健康・栄養研究所 所長
	清水誠	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科食品科学研究室 教授
	寺本民生	帝京大学臨床研究センター センター長
	戸部依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活特別委員会委員長
	山崎壮	実践女子大学生生活科学部教授
	山田和彦	女子栄養大学栄養学部教授

以上14名

議事一覧

【新開発食品調査部会】

第20回 2014年9月17日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第21回 2014年9月17日(水)

1. 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領等の改正について

第22回 2014年10月24日(金)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第23回 2015年1月9日(金)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第25回 2015年4月7日(火)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第26回 2015年6月29日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第27回 2015年8月24日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿

(平成25年11月15日任命)
役職は平成27年4月1日現在

(座長)	大 野 泰 雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
(座長代理)	久 代 登 志 男	ライフ・プランニング・クリニック所長 日本大学 客員教授
	梅 垣 敬 三	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立 健康・栄養研究所情報センター長
	川 島 由 起 子	聖マリアンナ医科大学病院栄養部参与
	合 田 敏 尚	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	志 村 二 三 夫	十文字学園女子大学人間生活学部教授・副学長
	森 川 馨	帝京大学薬学部教授
	山 岡 和 枝	帝京大学大学院公衆衛生学研究科教授
	脇 昌 子	静岡市立静岡病院副院長兼内分泌・代謝内科科長、京 都大学医学部臨床教授
	渡 邊 敏 明	大阪青山大学健康学部健康栄養学科教授

以上10名

議事一覧

【新開発食品評価第一調査会】

第20回 2014年11月17日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第21回 2015年2月16日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第22回 2015年4月6日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第23回 2015年5月11日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第24回 2015年6月1日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第25回 2015年8月3日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第二調査会
委員名簿

(平成25年11月15日任命)
役職は平成27年4月1日現在

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
(座長代理)	清 水 誠	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科食品科学研究 室教授
	飯 野 久 和	昭和女子大学大学院 生活機構研究科教授
	石 見 佳 子	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立 健康・栄養研究所 食品保健機能研究部部長
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	門 脇 弘 子	国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授
	木 内 文 之	慶應義塾大学薬学部教授
	木 元 広 実	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所 畜産物研究領域 主任研究員
	鈴 木 和 春	仁愛大学人間生活学部教授
	和 田 政 裕	城西大学薬学部教授

以上10名

議事一覧

【新開発食品評価第二調査会】

第16回 2015年1月23日(金)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第17回 2015年4月20日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第18回 2015年6月8日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第19回 2015年8月6日(木)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日

消費者委員会決定

最終改正 平成27年 7月7日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会令第一条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（部会の設置）

第二条 消費者委員会（以下「委員会」という。）に食品表示部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する容器包装等の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 二 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 その他食品の表示に関すること。

（調査会の設置）

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場

- 合の出席には、会議の開催場所への出席のほか、部会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 部会に属さない委員は、あらかじめ部会長に届け出ることにより、会議に出席して発言することができる。ただし、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
 - 4 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。ただし、当該臨時委員は、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の議事に関係のある臨時委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
 - 5 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

- 第六条 会議の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
 - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
 - 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
 - 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(部会の議決)

- 第七条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

- 第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過

五 審議結果

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条各項、第六条各項、第八条及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成27年7月7日から施行する。

消費者委員会食品表示部会委員名簿

平成 26 年 6 月 1 日現在

部会長	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
部会長代理	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	安達 玲子	国立医薬品食品衛生研究所 代謝生化学部 第三室長
	池戸 重信	宮城大学名誉教授
	池原 裕二	一般財団法人食品産業センター企画調査部次長
	石川 直基	弁護士
	板倉 ゆか子	消費生活アナリスト
	宇理須 厚雄	藤田保健衛生大学医学部 客員教授
	鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部長
	春日 雅人	独立行政法人国立国際医療研究センター 総長
	栗山 真理子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット 「アラジーポット」 専務理事
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
	澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所長
	立石 幸一	J A 全農 食品品質・表示管理部長
	宮地 邦明	日本チェーンストア協会 食品委員会委員

以上 16 名

食品表示部会 議事一覧

第31回 平成26年9月24日(水)

1. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第229号諮問書)

第32回 平成26年10月3日(金)

1. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第229号諮問書)

第33回 平成26年10月15日(水)

1. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第229号諮問書)
2. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第248号諮問書: 栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る規定及び別表について)

第34回 平成26年10月31日(金)

1. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第229号諮問書)
2. 「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の一部改正に係る審議について(消食表第165号諮問書)
3. 「乳等表示基準府令」の一部改正に係る審議について(消食表第166号諮問書)

第35回 平成26年11月26日(水)

1. 「乳等表示基準府令」の一部改正に係る審議について(消食表第166号諮問書)
2. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第265号諮問書: 機能性表示食品に係る規定及び別表について)
3. 食品表示基準(消食表第229号諮問書)に係る審議経過報告書について

第36回 平成26年12月10日(水)

1. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第248号諮問書: 栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る規定及び別表について)
2. 食品表示基準の制定に係る審議について(消食表第312号諮問書: 乳製品及び特定遺伝子組換え食品に係る別表について)
3. 食品表示基準(消食表第229号諮問書)に係る審議経過報告書について

消費者委員会 公共料金等専門調査会設置・運営規程

平成24年11月13日

消費者委員会決定

最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の公共料金等専門調査会の設置、所掌事務、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（専門調査会の設置）

第二条 委員会に公共料金等専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（専門調査会の所掌）

第三条 専門調査会は、委員会の求めに応じて、公共料金等に関する重要事項について調査審議する。

（調査会の設置）

第四条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座

長は、当該調査会の事務を掌理する。

- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の会議)

第五条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会の会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(審議の公開)

第六条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(消費者庁の協力)

第八条 専門調査会は、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得る。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

平成27年5月20日現在

	氏名	所属
(座長)	古 城 誠	上 智 大 学 法 学 部 教 授
(座長代理)	井 手 秀 樹	慶 應 義 塾 大 学 名 誉 教 授
	蟹 瀬 令 子	レナ・ジャパン・インスティテュート株式会社 代 表 取 締 社 役
	古 賀 真 子	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長
	白 山 真 一	公 認 会 計 士
	陶 山 恵 子	北 九 州 市 消 費 者 団 体 連 絡 会
	松 村 敏 弘	東 京 大 学 社 会 科 学 研 究 所 教 授
	矢 野 洋 子	東 京 消 費 者 団 体 連 絡 セ ン タ ー 前 事 務 局 長
	山 内 弘 隆	一 橋 大 学 大 学 院 商 学 研 究 科 教 授

以上9名

なお、消費者委員会の岩田喜美枝委員、橋本智子委員、山本隆司委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

公共料金等専門調査会議事一覧

第11回 平成26年12月26日(金)

1. 公共料金の中長期的課題についての今後の検討スケジュールについて

第12回 平成27年6月11日(木)

1. NTT東西プライスカップ制度の基準料金指数の見直しについて総務省ヒアリング

第13回 平成27年8月11日(火)

1. 電力小売自由化における諸外国の現状と課題について有識者ヒアリング
(一般財団法人 電力中央研究所 主任研究員 佐藤佳邦氏)

平成 25 年 10 月 29 日

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の設置について

消費者委員会

公共料金等専門調査会座長 古城 誠

消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第三条に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第四条第1項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1．設置する調査会の名称

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

2．設置の理由

公共料金等専門調査会が消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第三条に掲げる事項について調査審議する場合において、家庭用電気料金の値上げ認可申請がなされた電気事業者に対して消費者の視点から申請内容の検証を行うため。

3．調査会の所掌

電気事業者による家庭用電気料金の値上げ認可申請について、決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保が十分なされているか、消費者の理解を得られるよう説明がなされているか、といった視点から申請内容の検証を行う。

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会 委員名簿

平成27年5月20日現在

(座長)	こじょうまこと 古城 誠	上智大学法学部教授
(座長代理)	いでひでき 井手 秀樹	慶應義塾大学名誉教授
	かにせれいこ 蟹瀬 令子	レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役
	こがまさこ 古賀 真子	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長
	しらやましんいち 白山 真一	公認会計士
	すやまけいこ 陶山 恵子	北九州市消費者団体連絡会
	やのようこ 矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター前事務局長

以上7名

なお、消費者委員会の岩田喜美枝委員、橋本智子委員、山本隆司委員が、公共料金等
 専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会議事一覧

第17回 平成26年9月10日(水)

1. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会について
2. 北海道電力へのヒアリング(委員からの質問事項への回答)
3. 消費者庁作成「チェックポイント(案)」の検討

第18回 平成26年10月6日(月)

1. 査定方針案の経済産業省ヒアリングについて
2. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会(札幌)の報告について
3. 北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に関する調査会意見(案)について

第19回 平成27年1月30日(金)

1. 関西電力の電気料金値上げ認可申請についてのヒアリング

第20回 平成27年2月20日(金)

1. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会について
2. 関西電力へのヒアリング(委員からの質問事項への回答)
3. 消費者庁作成「チェックポイント(案)」の検討

第21回 平成27年5月1日(金)

1. 査定方針案の経済産業省ヒアリングについて
2. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会(大阪)の報告について
3. 関西電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に関する調査会意見(案)について

消費者委員会 消費者契約法専門調査会設置・運営規程

平成26年10月21日
消費者委員会決定

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の消費者契約法専門調査会の設置、所掌事務、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（専門調査会の設置）

第二条 委員会に消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（専門調査会の所掌）

第三条 専門調査会は、平成26年8月5日付消制度第137号をもって内閣総理大臣より委員会に諮問のあった、消費者契約法（平成12年法律第61号）における契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

（調査会の設置）

第四条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうち

から指名する。

- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の会議)

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者をいう。以下同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会の会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出るにより、専門調査会にオブザーバーとして出席することができる。
- 4 座長は、必要により、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は調査審議事項に関して識見を有する者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 5 座長は、各回ごとの調査審議事項及びこれに係る事項に関する意見又は説明を得る必要があると認める場合には、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は当該調査審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させることができる。

(審議の公開)

第六条 専門調査会の開催予定に関する日時及び開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨を速やかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(消費者庁の協力)

第八条 専門調査会は、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得る。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月21日から施行する。

消費者委員会 消費者契約法専門調査会 委員名簿

平成27年4月1日現在
(五十音順)

	氏 名	所属
座長	やまもと けいぞう 山 本 敬 三	京都大学大学院法学研究科教授
座長代理	ごとう まきのり 後 藤 巻 則	早稲田大学大学院法務研究科教授
	あべ やすひさ 阿 部 泰 久	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	い だ まさき 井 田 雅 貴	特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク理事長
	おおさわ あや 大 澤 彩	法政大学法学部准教授
	おきの まさみ 沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	こうの やすこ 河 野 康 子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	こが ゆか 古 閑 由 佳	ヤフー株式会社決済金融カンパニープロデュース本部長
	ごとう じゅん 後 藤 準	全国商工会連合会常務理事
	ますだ えつこ 増 田 悦 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
	まるやま えみこ 丸 山 絵 美 子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	やながわ のりゆき 柳 川 範 之	東京大学大学院経済学研究科教授
	やまもと かずひこ 山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	やまもと けんじ 山 本 健 司	弁護士(清和法律事務所)

以上14名

消費者契約法専門調査会 議事一覧

開催日	議事内容
第1回 平成26年11月4日	・消費者契約法(実体法部分)に関するこれまでの検討状況
第2回 平成26年11月21日	・今後の検討の進め方 ・委員からのプレゼンテーション (後藤巻則座長代理、山本健司委員)
第3回 平成27年1月16日	・委員からのプレゼンテーション (丸山絵美子委員)
第4回 平成27年1月30日	・委員からのプレゼンテーション (沖野眞已委員、阿部泰久委員)
第5回 平成27年2月13日	・委員からのプレゼンテーション (大澤彩委員、古閑由佳委員)
第6回 平成27年3月6日	・民法(債権関係)の改正について ・委員からのプレゼンテーション (後藤準委員、河野康子委員)
第7回 平成27年3月17日	・総則部分(第2条、第3条関連)の論点
第8回 平成27年4月10日	・不当勧誘に関する規律(1) 「勧誘」要件の在り方、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、「重要事項」
第9回 平成27年4月24日	・不当勧誘に関する規律(2) 不当勧誘行為に関するその他の類型、第三者による不当勧誘、取消権の行使期間
第10回 平成27年5月15日	・不当条項に関する規律(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項(第8条)、損害賠償額の予定・違約金条項(第9条第1号)、不当条項の一般条項(第10条)

第 11 回 平成 27 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当勧誘に関する規律 (3) 法定追認の特則 ・ 不当条項に関する規律 (2) 不当条項の種類の追加
第 12 回 平成 27 年 6 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当勧誘に関する規律 (4) 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果 ・ 不当条項に関する規律 (3) 不当条項の種類の追加 ・ その他 抗弁の接続、複数契約の無効・取消し・解除、継続的契約の任意解除権
第 13 回 平成 27 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「勧誘」要件の在り方 / 第三者による不当勧誘 ・ 不利益事実の不告知 / 重要事項 / 情報提供義務
第 14 回 平成 27 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当勧誘行為に関するその他の類型 ・ 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果 ・ 取消権の行使期間 ・ 事業者の損害賠償責任を免除する条項(第 8 条) ・ 損害賠償額の予定・違約金条項(第 9 条第 1 号)
第 15 回 平成 27 年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定追認の特則 ・ 消費者の利益を一方的に害する条項 (第 10 条) ・ 条項使用者不利の原則 ・ 不当条項の種類の追加
第 16 回 平成 27 年 7 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間取りまとめに向けた検討 (1)
第 17 回 平成 27 年 8 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間取りまとめに向けた検討 (2)

内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問（平成26年8月）

消費者契約法（平成12年法律第61号）について、施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。

社会経済状況の変化への対応

検討された論点

「消費者」概念の在り方 / 情報提供義務 / 契約条項の平易明確化義務 / 消費者の努力義務 / 「勧誘」要件の在り方 / 断定的判断の提供 / 不利益事実の不告知 / 「重要事項」 / 不当勧誘行為に関するその他の類型 / 第三者による不当勧誘 / 取消権の行使期間 / 法定追認の特則 / 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果 / 事業者の損害賠償責任を免除する条項 / 損害賠償額の予定・違約金条項 / 消費者の利益を一方的に害する条項 / 不当条項の類型の追加 / 条項使用者不利の原則 / 抗弁の接続 / 複数契約の無効・取消し・解除 / 継続的契約の任意解除権

これまでの審議経過と今後の予定

・消費者契約法専門調査会の設置（平成26年10月）

委員のプレゼンテーション等：平成26年11月～平成27年3月（合計6回）

個別論点の検討：平成27年3月～7月（合計9回）

中間取りまとめ：平成27年7月～8月（合計2回）

本年秋季以降も、団体等からのヒアリングを行い、

中間取りまとめに対する意見を幅広く聴取した上で、検討を深めていく。

中間取りまとめの位置付け

審議の内容を踏まえ、現時点における到達点を整理するとともに、今後の検討の方向性を示すもの。これまで検討した「総則」・「契約締結過程」・「契約条項」・「その他」に関する個別の論点毎に、問題の所在、意見の概要、今後の検討の方向性等を記載。

社会経済状況への変化への対応（主な論点の例）

「勧誘」要件の在り方（法4条1項～3項）

【問題の所在】

「勧誘」：消費者の契約締結の意思の形成に影響を与え
る程度の勧め方

不特定多数向けのもの等客観的にみて特定の消費者
に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接に影
響を与えているとは考えられない場合は「勧誘」に含
まれないとされている。

情報通信技術の発達・インターネットの普及等の影
響も受け、情報の発信や収集の方法、あるいは契約締
結の方法が多様化したことなどにより、不特定の者に
25
向けた広告等を見て契約を締結することも多くなり、
これによりトラブルに至った事例も見られる。

【今後の検討の方向性】

・ 事業者が、当該事業者との特定の取引を誘引する目的
をもってする行為をしたと客観的に判断される場合（
不特定の者に向けた広告等一般を指すものではなく、適
用対象とすべき行為の範囲を具体的に画する趣旨）、
そこに重要事項についての不実告知等があり、これによ
り消費者が誤認をしたときは、意思表示の取消しの規
律を適用することが考えられるが、適用対象となる行
為の範囲 については、事業者に与える影響等も踏まえ、
引き続き検討。

合理的な判断を行うことができない事情を利用して
契約を締結させる類型

【問題の所在】

・ 社会の高齢化の進展に伴い、高齢者の消費者被害が多
発している。消費者被害の中には、事業者が、認知症等
を患った高齢者等の判断能力が不十分であることを利用
して不必要な契約を締結させた事例や、心理的な圧迫状
態、従属状態等を利用して不必要な契約を締結させたな
どの事例も多く見られる。

消費者契約法には、このような事例を対象とした規
律はなく、公序良俗（民法90条。いわゆる暴利行為に
当たる場合）や不法行為（民法709条）などの一般的な
規定による救済に委ねられている。

【今後の検討の方向性】

・ 事業者が消費者の判断力の不足等を利用して不必要な
契約を締結させる事例について、一定の手当てを講ずる
必要性があることには異論は見られなかった。

消費者の置かれた状況や契約を締結する必要性につ
いて、一般的・平均的な消費者を基準として判断する
ことや、そのような消費者の状況を事業者が不当に利
用した場合を規律の対象にすることなど、適用範囲の
明確化を図りつつ消費者を保護する観点から規定を設
けることについて、引き続き事例を踏まえて検討。

裁判例等を踏まえたい対応（主な論点の例）

重要事項（法4条4項）

【問題の所在】

- ・「重要事項」：「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」又は「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件」であって「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」
契約を締結した動機等の契約締結時に前提とした事項について不実告知を受けたという被害も発生しており、「重要事項」を柔軟に解釈することによって取消しを認めた裁判例がある。

【今後の検討の方向性】

- ・「重要事項」の適用範囲を明確にしつつ、かつ、裁判例の状況等を踏まえ、「消費者が消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加して列挙することで、事業者が消費者に対して契約を締結する必要があると誤認させるような不実告知等を行う場合も契約の取消しを可能にすること適当。（その他の事項を列挙することのほか、列挙事由を例示として位置付けることについては引き続き検討。）

不当条項の類型の追加

【今後の検討の方向性】

- ・10条の適用が争われた裁判例、消費生活相談事例等も踏まえたと上で、実際に用いられている契約条項の例を基に検討

以下の条項について、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切か等について、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務へのどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討。

消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項（放棄させる条項については、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討） / 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項 / 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示がなかったものと擬制する条項 / 契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項、及び、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項（解釈権限付与条項については、決定権限付与条項との区別を明確にした上で、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討） / サルベージ条項（問題となった実例等を調査した上で、引き続き検討）

不利益事実の不告知（法4条2項）

【今後の検討の方向性】

- ・裁判例の状況を踏まえ、**不実告知型**と、**不告知型**とに類型化して検討するのが適当。
- ・**不実告知型**
先行行為として告げた利益と告げなかった不利益事実とは表裏一体で一つの事実と見ることができるとからすると、利益となる旨だけを告げるとは、不利益事実が存在しないと告げることと同じであると考えることができると、**故意要件を削除する**。事業者の免責事由（法第4条第2項ただし書）に相当する規定を設けるかどうかについては、引き続き検討。

・**不告知型**

裁判例や特定商取引法の類例を踏まえ、事業者の予測可能性を確保するため、**不告知が許されない事実の範囲を適切に画した上で、先行行為要件を削除することが考えられる。不告知型との関係では「重要事項」の概念を拡張しないこととする等、不告知が許されない事実の範囲について、引き続き実例を踏まえ検討。**

消費者委員会 特定商取引法専門調査会設置・運営規程

平成27年1月20日
消費者委員会決定

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の特定商取引法専門調査会の設置、所掌事務、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（専門調査会の設置）

第二条 委員会に特定商取引法専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（専門調査会の所掌）

第三条 専門調査会は、平成27年1月20日付消取引第899号をもって内閣総理大臣より委員会に諮問のあった、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

（調査会の設置）

第四条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。

- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の会議)

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者をいう。以下同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会の会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会にオブザーバーとして出席することができる。
- 4 座長は、必要により、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は調査審議事項に関して識見を有する者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 5 座長は、各回ごとの調査審議事項及びこれに係る事項に関する意見又は説明を得る必要があると認める場合には、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は当該調査審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させることができる。

(審議の公開)

第六条 専門調査会の開催予定に関する日時及び開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨を速やかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(消費者庁の協力)

第八条 専門調査会は、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得る。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月20日から施行する。

消費者委員会 特定商取引法専門調査会 委員名簿

平成27年6月18日現在
(五十音順)

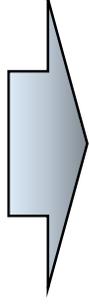
	氏名	所属
座長	ごとう まきのり 後藤 巻 則	早稲田大学大学院法務研究科教授
座長代理	むら ちづこ 村 千 鶴 子	東京経済大学現代法学部教授
	あへ部 やすひさ 阿 部 泰 久	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	ありやま まさこ 有 山 雅 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
	いけもと せいじ 池 本 誠 司	弁護士
	おきの まさみ 沖 野 真 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	こうの やすこ 河 野 康 子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	ささき きむら 佐 々 木 迅	公益社団法人日本通信販売協会会長
	すずき ひろき 鈴 木 弘 樹	公益社団法人日本訪問販売協会会長
	たかしば としひと 高 芝 利 仁	弁護士
	とちはら かつひこ 朽 原 克 彦	日本商工会議所理事
	のさか まさいち 野 坂 雅 一	株式会社読売新聞東京本社調査研究本部総務
	はない やすこ 花 井 泰 子	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海理事
	ますだ えつこ 増 田 悦 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
	やまもと あきら 山 本 明	東京都生活文化局消費生活部長

以上15名

特定商取引法専門調査会 議事一覧

開催日	議事内容
第1回 平成27年3月5日	特定商取引法を取り巻く環境変化等 今後の検討課題等に関する意見交換
第2回 平成27年3月27日	今後検討を行うべき論点等について 権利に関する問題についての検討
第3回 平成27年4月17日	権利に関する問題についての検討(2) 美容医療契約に関する問題についての検討
第4回 平成27年4月28日	訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘に関する問題に ついての検討(1)
第5回 平成27年5月27日	執行上の課題に関する検討
第6回 平成27年6月10日	訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘に関する問題に ついての検討(2)
第7回 平成27年6月24日	通信販売(インターネット通販等)に関する問題に ついての検討 アポイントメントセールス等に関する問題につい ての検討
第8回 平成27年7月22日	訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘に関する問題に ついての検討(3)
第9回 平成27年7月31日	その他の個別論点に関する検討 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引 き出しの勧誘に関する問題についての検討 中間取りまとめに向けた検討(1)
第10回 平成27年8月18日	中間取りまとめに向けた検討(2)
第11回 平成27年8月25日	中間取りまとめに向けた検討(3)

平成20年の特定商取引法改正では、法律の施行後5年を経過した場合において、同法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていた（附則第8条）。



内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問

(平成27年1月20日)

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について

特定商取引法専門調査会の設置及び審議経過

特定商取引法専門調査会の設置（平成27年1月）

・平成27年3月以降、計11回の会議を開催

権利に関する問題 美容医療契約に関する問題 訪問販売・電話勧誘販売の勧誘に関する問題 執行上の課題 通信販売（インターネット通販等）に関する問題 アポイントメントセールス等に関する問題 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しの勧誘に関する問題 その他の個別論点 等についての検討を行った。

中間整理の位置付けと今後の予定

- ・本中間整理は、これまでの特定商取引法専門調査会における審議状況を整理したもの。
- ・本中間整理について消費者・事業者が意見を提出できる機会を設け、関係団体等からのヒアリング等を実施。
- ・引き続き検討することとされた論点について、関係団体等からの意見や他の審議会等における議論の状況、特定商取引法見直しの中の重要性等も踏まえつつ、法律事項を優先しながら、柔軟に検討を行っていく。
- ・これまでの検討で扱っていない論点については、今後の審議状況を見極めながら、特に必要があると認められた場合に検討を行う。

第1 横断的な事項

1. 指定権利制

平成20年改正においては「規制の後追い」からの脱却を図るため、商品・役務について政令指定制が廃止されたが、「権利」については、引き続き政令指定制を存置

- ・ 政令指定制を見直すとともに、権利の売買を原則として特商法の訪問販売等の規制の対象とすべき
- ・ 「商品」、「役務」、「権利」という3分類については現行の枠組みを維持することが現実的
- ・ 外国通貨の両替が訪問販売等によって行われた場合には特商法の規制対象とすべき
- ・ 権利の売買の適用除外の在り方については、現行の特商法第26条の適用除外規定の考え方を基本として、適切な措置を講じていくことが必要

2. 勧誘に関する規制

議論の過程において 行為規制の文言は改正しない対応策 / 行為規制の文言は改正せず、再勧誘禁止の解釈の明確化・変更による行為規制を加重する対応策 / 再勧誘禁止以外の行為規制拡充による対応策 / 事前参加規制の導入 が対応策として示された。

265

これらの対応策に関する個々の議論の他、そもそも議論の前提として、苦情の内容の分析が必要であり、特に立法による対応策については立法事実の検証が必要であるという点について意見が出された。

- ・ 勧誘に関する行為規制の強化の要否も含め対応の方向性については、必ずしも委員間で、立法による対応の必要性も含めて共通認識が形成されるには至っていない
- ・ 更なる検討を行い、事業者、消費者等の関係者が協調して取組を進められる一焦点を指して、議論を深める

3. 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為等に関する規制

・ 事業者が消費者に 支払いのために金融機関に対して虚偽の申告をすよう唆す行為

特商法の指示の対象となる行為として主務省令で規定

・ 事業者が消費者を 支払いのために金融機関等に連れて行く行為

「消費者が自ら望んでいる場合を除く」ということを明示すべきか否かについてはさらに検討すべきこととされた上で、

消費者が望まない場合については、特商法に基づく指示の対象となる行為として主務省令で規定

・ 事業者が消費者に対して クレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為

営業活動への影響を懸念する観点からの意見等も踏まえ、引き続き検討

第2 個別取引類型における規律の在り方

1. 訪問販売における規律

- ・アポイントメントセールスにおける来訪要請方法
勧誘目的を告げない上での、住居訪問以外の場所における対面での要請、SNSやSNS以外の広告等による要請を政令で追加規定するか
特商法の訪問販売に係る規制を及ぼすことが必要な取引とそれ以外の取引をどのように画するかの観点から、引き続き検討

2. 通信販売における規律

- ・虚偽・誇大広告に関する取消権
消費者契約法専門調査会における議論の推移も注視しつつ、通信販売という取引形態の特性を踏まえて、必要に応じ、更なる検討
- ・インターネットモール事業者の取扱い
直ちにモール事業者の特商法上の特別な義務を課す必要があるような状況にはない
今後、自主的な取組の効果やトラブルの推移等を見ながら、必要に応じて、別途、検討を行うことを期待
- ・通信販売事業者の表示義務（アクワイアラー（加盟店契約会社）・PSPの登録情報について）
割賦販売法の見直しの具体的な進捗と産業構造審議会割賦販売小委員会からの期待を踏まえ、事業者の負担に配慮しつつ、引き続き検討
- ・FAX広告に関する規制の導入
規制を導入する必要性については合意
今後、事業者による既存顧客に対する連絡等に悪影響が生じることのないように留意しつつ検討

3. 電話勧誘販売における規律

- ・過量販売解除の導入
過量販売に当たたる場合の要件等の明確化という観点に留意し、
電話勧誘販売においても過量販売が行われた場合には消費者に契約の解除を認めることとする方向で、今後検討

4. 特定継続的役務提供における規律

- ・美容医療契約の取扱い
役務が継続的に提供されるものについて、規制対象とすることに對して肯定的な意見が多く出された。
今後、業界の実情を十分に踏まえつつ、更なる検討

5. 訪問購入における規律

- ・訪問購入における「交換」への対応
商品券等のいわゆる金券が用いられる場合には売買契約の成立を認めた上で支払手段の選択等の問題であると評価して、特商法の規律を及ぼすことが可能
この点について解釈を明確化するべく検討を進め、その結果が広く明らかになることが必要
一方、いわゆる物々交換のような売買契約の成立を観念しがたい事例については引き続き苦情相談の状況等を注視していくことが必要

第3 執行上の課題

1. 行政処分等の効力の対象・範囲の拡大

- ・違反行為により行政処分を受けた事業者の**役員や役員と同等以上の支配力・影響力を有する従業員**業務停止命令の効力を及ぼすことができよう、今後検討
- ・**違法行為のノウハウを持つ従業員や形式的には業務委託先等である別法人や黒幕的第三者**が、実質的に違法行為に深く関与・主導しているような事例

このような者に対しても実効的な対処を行うことができるよう、適切な対応について検討

・**都道府県による行政処分の効力**

特商法執行における都道府県の処分の効力を見直し、都道府県の意見も聞きながら、都道府県が判断を行う枠組みも含め検討

2. 事前参入規制等

- ・制度の目的、対象となる事業者の範囲、管理体制等の制度設計について慎重に検討を行いつつ、事前参入規制等の導入について、引き続きその適否も含めて検討

3. 報告徴収・立入検査の強化

- ・**法定刑の引上げ、公表等の刑事罰**以外の方法による一定の対応ができるような仕組みを検討
- ・報告徴収、立入検査の**対象範囲(外部コンサル会社等)の見直し**を検討
- ・一定の**従業員名簿や取引関係書類等の作成及び備付けの義務付け**につき、事業者の負担にも留意しつつ、類似の規定を置く他の法令も参考に、特商取引法における対応の在り方について、必要に応じて、検討が行われることが期待

4. 新たな技術サービスへの発達・普及への対応について

- ・違反事業者の所在等を把握することができず、特商法の適切かつ迅速な執行に支障を来たす事例
公示送達による行政処分を行うことができるよう、特商法に関連規定を設けることについて検討
- ・執行当局による指示に従わない違法な広告
プロバイダが行政機関からの削除要請に安心して従うことができよう、**プロバイダの賠償責任等を免除する等の規定の**導入について検討

5. その他

- ・**執行体制の強化**及び消費者に対する**相談体制の強化**等への期待
- ・特商法違反に対する罰則が適切な抑止力として機能するよう、**法定刑の引上げ**について検討

消費者委員会 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会
設置・運営規程

平成27年6月9日
消費者委員会決定

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会の設置、所掌事務、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（専門調査会の設置）

第二条 委員会に特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（専門調査会の所掌）

第三条 専門調査会は委員会の求めに応じ、以下に掲げる事項について調査審議する。

- （1）特定保健用食品を含む健康食品全般の表示・広告について
- （2）特定保健用食品の制度および運用の見直しについて
- （3）特定保健用食品の情報開示について
- （4）その他（1）から（3）に関連する重要事項

（調査会の設置）

第四条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の会議)

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者をいう。以下同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会の会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会にオブザーバーとして出席することができる。
- 4 座長は、必要により、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は調査審議事項に関して識見を有する者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 5 座長は、各回ごとの調査審議事項及びこれに係る事項に関する意見又は説明を得る必要があると認める場合には、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は当該調査審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させることができる。

(審議の公開)

第六条 専門調査会の開催予定に関する日時及び開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨を速やかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(雑則)

第八条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第九条 第五条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月9日から施行する。

消費者委員会 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会 委員名簿

(平成27年7月28日任命)
役職は平成27年8月5日現在

座長	寺本 民生	帝京大学 臨床研究センター センター長
座長代理	梅垣 敬三	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所情報センター長
	迫 和子	公益社団法人 日本栄養士会 専務理事
	清水 俊雄	名古屋文理大学 健康生活学部 教授
	中村 重信	東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課長
	野々山 宏	京都消費者契約ネットワーク 副理事長、弁護士
	原 孝博	健康と食品懇話会 会長
	矢吹 昭	公益財団法人日本健康・栄養食品協会 特定保健用食品部長
	唯根 妙子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 理事
	吉田 巖	公益社団法人 日本広告審査機構 審査部

以上10名

特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会 議事一覧

第1回 平成27年8月5日(水)

1. 審議の進め方について
2. 特定保健用食品制度に関する確認
3. 特定保健用食品等の表示・広告について

消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程

平成26年3月25日
消費者委員会決定
最終改正 平成27年3月24日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）のワーキング・グループ（以下同じ）の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（ワーキング・グループの設置）

第二条 委員会に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

（ワーキング・グループの所掌）

第三条 ワーキング・グループは、個別分野における委員会の主要検討課題について、当該課題に専門的知見を有する有識者等の協力を得つつ、集中的に調査審議を行い、その結果を委員会に報告する。

（ワーキング・グループの構成）

第四条 ワーキング・グループに属すべき構成員は、別紙のとおりとする。

- 2 ワーキング・グループには座長を置き、当該ワーキング・グループに属する委員から委員長が指名し、座長は、当該ワーキング・グループの事務を掌理する。
- 3 座長に事故があるときは、当該ワーキング・グループに属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（ワーキング・グループの会議）

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、ワーキング・グループの会議を招集し、その議長となる。

- 2 ワーキング・グループの会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。

- 3 ワーキング・グループに属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることで、会議にオブザーバーとして出席し、発言することができる。
- 4 座長は、必要により、臨時委員又は専門委員をオブザーバーとして会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
- 5 座長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

第六条 ワーキング・グループの開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 ワーキング・グループは、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、ワーキング・グループはその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 ワーキング・グループの議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(雑則)

第八条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

この規定は、平成27年3月24日から改正施行する。

(別紙)

ワーキング・グループの名称・目的・構成員

(: 座長、 : 座長代理)

ワーキング・グループ名称	目的	構成員
食品ワーキング・グループ	食品の安全・表示等について検討すること	阿久澤 良造 委員 夏目 智子 委員 唯根 妙子 委員
消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ	消費者政策における官民連携の在り方と行政の責任等について検討すること	河上 正二 委員長 岩田 喜美枝 委員 山本 隆司 委員 唯根 妙子 委員

食品ワーキング・グループ 議事一覧

第3回 平成27年3月20日(金)

1. トランス脂肪酸に関するヒアリング

- ・寺本 民生 先生(日本動脈硬化学会 前理事長、消費者委員会臨時委員)

第4回 平成27年5月12日(火)

1. 特定保健用食品に関するヒアリング

- ・大野 泰雄 委員(消費者委員会新開発食品評価第一調査会座長、(公財)木原記念横浜生命科学振興財団理事長)
- ・山田 和彦 委員(消費者委員会新開発食品評価第二調査会座長、女子栄養大学栄養学部教授))

トランス脂肪酸に関するとりまとめ

平成 27 年 5 月

消費者委員会 食品ワーキング・グループ

はじめに

平成 25 年 6 月 28 日に食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）が公布され、同法に基づき新たな食品表示基準を定める必要があるため、消費者委員会食品表示部会では、基準を統合するに際して必要な検討課題について、3 つの調査会を設置し検討を行った。

3 調査会のうち、栄養表示に関する調査会では、栄養表示に関する対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について検討を行ったが、栄養表示に関する対象成分の審議の中で、国民の健康リスクがあることからトランス脂肪酸についても表示を求める旨の意見が出された。これを受けて、トランス脂肪酸について、平成 26 年 3 月 25 日に消費者委員会に設置された食品ワーキング・グループで議論することとなった。

食品ワーキング・グループでは、はじめにトランス脂肪酸に関する問題提起の趣旨を確認した上で、トランス脂肪酸をめぐる現状について確認を行ってきた。また、食品表示部会においては、トランス脂肪酸は任意表示とするものの、リスク要因であるため、今後も継続して検討すべき課題とすることが位置付けられた。

本取りまとめは、これらの状況に基づき、食品ワーキング・グループで行った有識者ヒアリングやこれまでに収集されている知見等から、トランス脂肪酸に対する考え方について、まとめたものである。

1. トランス脂肪酸とは

三大栄養素の1つである脂質に含まれる脂肪酸には、飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸の2種類がある。不飽和脂肪酸は炭素の二重結合があるが、その結合のまわりの構造の違いにより、シス型とトランス型がある(図1)。二重結合を構成している炭素に結合している水素原子が同じ側についている場合をシス型、互い違いについている場合をトランス型という。自然界に存在する不飽和脂肪酸のほとんどはシス型で、トランス型はわずかである。

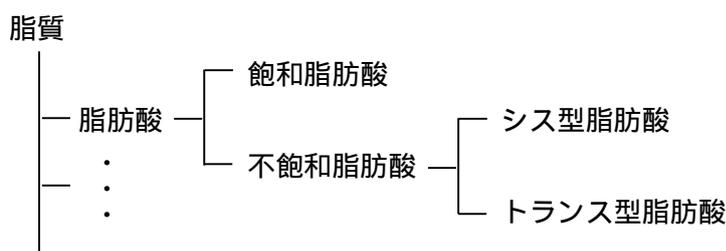


図1 脂肪酸の分類 脂質の構成については記載省略

トランス脂肪酸とは、トランス型の二重結合を有する不飽和脂肪酸の総称であるが、コーデックス委員会において、「少なくとも1つ以上のメチレン(CH₂-)基で隔てられたトランス型の非共役炭素-炭素二重結合¹をもつ単価不飽和脂肪酸及び多価不飽和脂肪酸のすべての幾何異性体²」と定義している(参照1)。

トランス脂肪酸には、大きく分けて工業由来と反すう動物由来があり、工業由来のトランス脂肪酸は冠動脈疾患のリスクになる可能性が高いことが報告されている(参照2)。

工業由来は、水素添加を行って不飽和脂肪酸(液状油)を飽和脂肪酸(固形油)に変えるときに、副産物として多くの種類のトランス脂肪酸を生じることによる。また、サラダ油等食用植物油を製造する際、脱臭のため200℃以上の高温で処理を行った場合、シス型不飽和脂肪酸が変化しトランス脂肪酸を生じるため、菜種、大豆等の植物から作られる調理油にもトランス脂肪酸が少量含まれる。しかしながら、通常の調理条件下における油の加熱(160℃~200℃)では、同じ油を何度も繰り返し加熱したとしてもトランス脂肪酸はごく微量しか生成せず、トランス脂肪酸の摂取量にほとんど影響を及ぼさないとの報告もある(参照3)。

¹ 分子中に2つ以上の炭素-炭素二重結合があり、二重結合、一重結合、二重結合と並んだ状態をとっている場合、共役型二重結合といい(-CH=CH-CH=CH-)。分子中にこの状態がない場合を非共役型という。

² 物質を構成する各原子の数は同じでも、そのつながり方(例:二重結合の位置)が異なっている化合物同士を異性体と呼ぶ。異性体のうち、シス型-トランス型のように、つながる順序が同じでも、つながり方が異なる化合物同士を幾何異性体という。

同じく冠動脈疾患のリスクになる可能性が高い飽和脂肪酸との関係では、工業由来のトランス脂肪酸が多く含まれる硬化油脂を別の硬い性質を持つ油脂に代替すると、トランス脂肪酸は低減できるが、飽和脂肪酸の含有量を大幅に増加させてしまう可能性がある。

反すう動物由来は、反すう動物の胃で微生物によりトランス脂肪酸が生成され、乳製品及び肉の中に含まれるが、冠動脈疾患のリスクにはならないことが多くの研究で示されている（参照 4）。

工業由来と反すう動物由来のトランス脂肪酸では、各異性体の存在割合は異なるものの、重複した脂肪酸組成を示すため、それらを分析上で判別する方法は報告されていない（参照 5）。

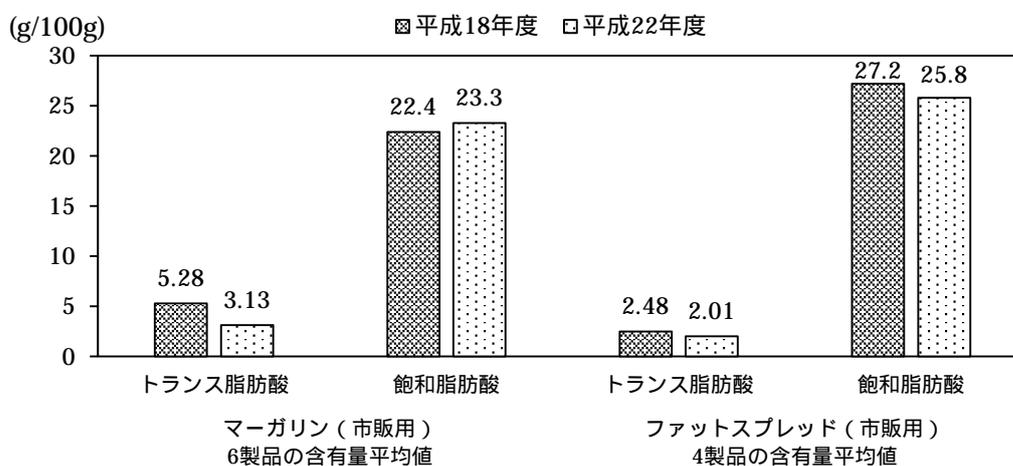
2. トランス脂肪酸をめぐる現状について

トランス脂肪酸をめぐる現状を確認し、日本人におけるトランス脂肪酸のリスクの大きさについて整理する。

(1) 食品中の含有量

食品安全委員会や農林水産省、厚生労働省の調査によると、加工食品では、油脂類やクリーム類、洋菓子類、スナック菓子、マヨネーズ、チーズ及びクロワッサンなどに、外食食品では、ハンバーガー、ピザ及び洋食に区分される食品にトランス脂肪酸含有量の多い傾向が見られる(参考資料1~4)。これらの食品を製造している食品事業者においては食品に含まれるトランス脂肪酸を自主的に低減する取組みを進めており、食品中のトランス脂肪酸含有量は、全体として近年減少傾向にある。

一方、油脂類のうち、マーガリン、ファットスプレッド及びショートニングについて、平成18年と平成22年の食品安全委員会による調査結果を比べると、依然低減されていないものや濃度の高い製品も存在し、同じ食品群の中でも製品によるばらつきが大きい(参考資料2)。また、製品によっては、トランス脂肪酸は低減する一方で、飽和脂肪酸の含有量が増加しているものも認められている(図2)。



(備考) 1. 内閣府食品安全委員会「平成22年度食品安全確保総合調査：食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査(調査報告書)」(参照7)に基づき作成
2. ショートニングは、同一銘柄品における含有量平均値のデータがないため、グラフ未作成

図2 同一銘柄品におけるトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸含有量平均値の変化

(2) 諸外国及び日本人の摂取量の推定

諸外国の摂取量の推定

2003年(平成15年)食事、栄養及び慢性疾患予防に関するWHO/FAO合同専門家会議において、トランス脂肪酸からのエネルギー摂取量を一日当たり総摂取量の1%未満とすべきと勧告されている(参照10)。

表1の諸外国のトランス脂肪酸摂取量の推定値を見ると、アメリカNHANES 1988~1994年(昭和63年~平成6年)からの推定結果によると、20~59歳のトランス脂肪酸の推定平均摂取量は5.6g/日、エネルギー比2.2%(平均エネルギー摂取量は2,325kcal/日で算出)となっている(参照11、12)。また、2004年(平成16年)のEFSA意見書では、ヨーロッパ14カ国³における1995~1996年(平成7~8年)のTRANSFAIR調査からの推定結果によると、男女それぞれ1.2~6.7g/日(エネルギー比0.5~2.1%)と1.7~4.1g/日(エネルギー比0.8~1.9%)となっており、14カ国中、地中海沿岸諸国で摂取量が最も少なく、アイスランドが最も高いことが示されている(参照13)。ヨーロッパ諸国を個別に見ると、例えば、デンマークは、1996年(平成8年)にエネルギー比1.0%だった平均推定摂取量が2005年(平成17年)の報告ではエネルギー比0.6~0.7%に減少している(参照14、15)。イギリスNDNS1986/1987(昭和61/62年)からの推定結果では、エネルギー比2.2%だった平均推定摂取量が、2007年(平成19年)の報告ではエネルギー比1%に半減している(参照16)。欧米以外でも、ニュージーランドでは、1996年(平成8年)にエネルギー比1.4~1.5%だったが、2009年(平成21年)の報告ではエネルギー比0.6%となっている(参照17、18)。このように、近年、様々な国でエネルギー比1%未満の値を示すなど、世界的にトランス脂肪酸摂取量は減少傾向にある(参照5)。

なお、諸外国では食品中のトランス脂肪酸含有量の規制や表示の義務付けを行っている国もあれば、規制は行わず自主的な取組みに委ねている国もある。摂取量の減少傾向を示している国の中でも、デンマークは、2003年(平成15年)に世界で初めて脂肪及び油脂中のトランス脂肪酸含有量を2%未満とする規制を行い、トランス脂肪酸含有量の減少に効果を上げている(参照19、20)。イギリスでは、自主的な取組みの中で、食品製造で使用されている植物油中のトランス脂肪酸はデンマークの規制より厳しい1%未満という最小まで減少している(参照21)。また、ニュージーランドでも、オーストラリアと共に2007年(平成19年)以降、自主的な低減活動を行い、工業由来のトランス脂肪酸摂取量が約25~45%減少していることが報告されている(参照17、18)。

³ アイスランド、イギリス、イタリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル

表1 諸外国のトランス脂肪酸平均摂取エネルギー比(%)又は平均摂取量(g/日)(()は報告年)

国名	~1989	1990~1995	1996~1999	2000~2002	2003~2004	2005~2006	2007~2008	2009~2010	各国の対応
アメリカ	12.1g/日(1978) 8.3g/日(1985)	13.3g/日(1990) 4.0g/日(1993,94)	2.6%, 5.3g/日	5.6g/日(20~50歳)	2.0%(男性) 1.9%(女性)				表示義務あり
デンマーク	6g/日(1976)	2.5g/日	1.0%(男性) 1.0%(女性)		1.0%	0.6~0.7%(4~9歳) 0.6%(14~17歳) 0.6~0.7%(18~75歳)			含有量の規制あり
イギリス	2.2%		1.3%	1.3~1.4%(4~18歳)	1.3%(男性) 1.2%(女性)		1.0%		含有量の自主的な低減実施
オランダ			1.5%(男性) 1.6%(女性)	0.7~0.8%(2~6歳) 1.3~1.4%(14~18歳)		0.1%(9ヶ月児) 0.3%(18ヶ月児)	0.8~0.9%(19~30歳)		含有量の自主的な低減実施
ニュージーランド			1.4~1.5%			0.7%		0.6%(5~14歳) 0.6%(15歳以上)	含有量の自主的な低減実施
中国					0.2%(男性) 0.2%(女性)				表示義務あり 含有量の規制あり

(備考) 内閣府食品安全委員会「新開発食品評価書 食品に含まれるトランス脂肪酸」(参照5)に基づき作成(イギリス¹、中国²(各国の対応欄)は追記)

1 イギリスの対応は本文に記載(参照21)

2 中国の対応は以下のとおり(参照8)

- ・ 水素添加又は部分水素添加をしている油脂が使用されている食品について表示義務あり
- ・ 乳幼児用食品(特殊調製粉乳、乳児用調製食品、穀物補助食品、穀物補助食品、在詰補助食品)での水素添加油脂の使用を禁止。特殊調製粉乳、乳児用調製食品については、総脂肪酸に占めるトランス脂肪酸の割合が3%を超えてはならない。

日本人の摂取量の推定

食品安全委員会による平成 15～19 年国民健康・栄養調査のデータを用いた推計結果では、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比については、男女とも年齢が低いほど高く、20 歳～50 歳代では女性のほうが高い傾向が認められるものの、平均推定摂取量はエネルギー比 0.3%と WHO の勧告（目標）基準（エネルギー比 1%未満）を大幅に下回っている（表 2）。農林水産省や厚生労働省が行った推定でも同様にエネルギー比 1%を超えることはなかった（参照 8、22）。

また、民間の食事調査に基づく推計でも平均ではエネルギー比 1%未満であるが、中には 1%を超えて摂取している人がいることも報告されている（参照 23～26）。

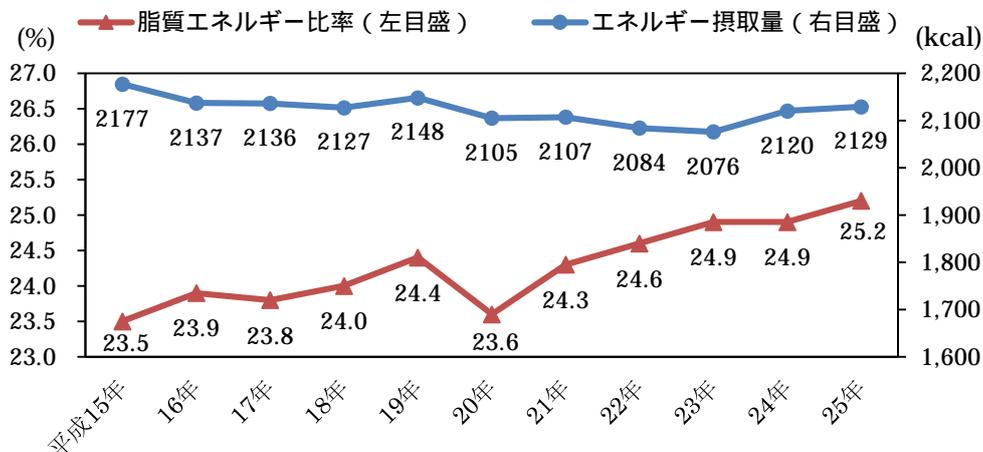
表 2 日本人のトランス脂肪酸平均摂取エネルギー比

（歳）	1～6	7～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	全年齢
全体	0.47%	0.43%	0.37%	0.34%	0.33%	0.31%	0.28%	0.25%	0.25%	0.31%
男性	0.47%	0.42%	0.36%	0.31%	0.28%	0.27%	0.25%	0.23%	0.24%	0.30%
女性	0.46%	0.44%	0.38%	0.37%	0.36%	0.34%	0.31%	0.27%	0.26%	0.33%

（備考）1. 内閣府食品安全委員会「新開発食品評価書 食品に含まれるトランス脂肪酸」（参照 5）に基づき作成

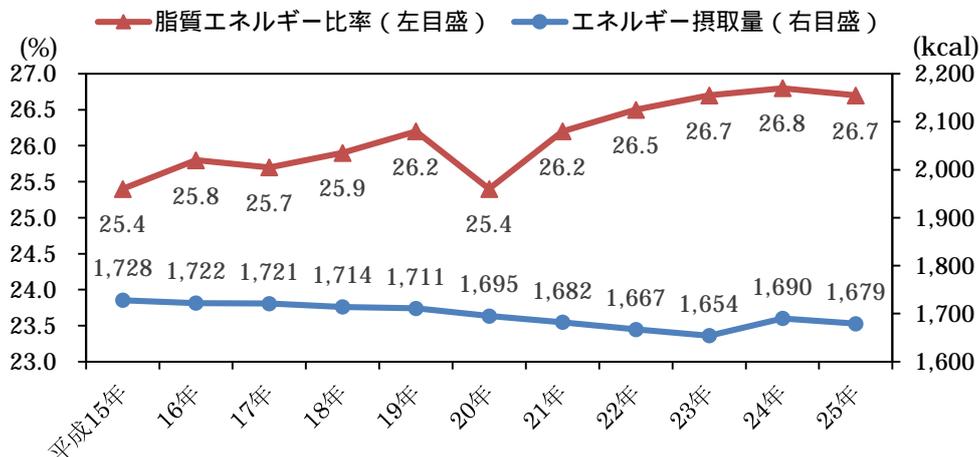
2. トランス脂肪酸平均摂取エネルギー比 = トランス脂肪酸エネルギー摂取量 / 総エネルギー摂取量

平成 25 年国民健康・栄養調査によると、トランス脂肪酸を含む脂質全体の摂取量は日本人の男性の約 2 割、女性の約 3 割が食事摂取基準の目標量の範囲（エネルギー比 20～30%（参照 4））を超えており、年齢が若いほど目標量以上に摂取している割合が高くなっている（参考資料 5）。一方、平成 15～25 年の 10 年間で、男女ともにエネルギー摂取量は減少し、女性では、やせの者の割合が増加の傾向にあるが、エネルギー摂取量に占める脂質の割合は男性より女性のほうが高い（図 3、4）。



(備考) 1. 厚生労働省「平成15～25年国民健康・栄養調査」(参照27)に基づき作成
 2. 脂質エネルギー比率 = 脂質エネルギー摂取量 / 総エネルギー摂取量

図3 エネルギー摂取量・脂質エネルギー比率の年次推移
 (男性、20歳以上)(平成15～25年)



(備考) 1. 厚生労働省「平成15～25年国民健康・栄養調査」(参照27)に基づき作成
 2. 脂質エネルギー比率 = 脂質エネルギー摂取量 / 総エネルギー摂取量

図4 エネルギー摂取量・脂質エネルギー比率の年次推移
 (女性、20歳以上)(平成15～25年)

(3) 健康への影響

平成 24 年 3 月に食品安全委員会より公表された「食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価」によると、諸外国における研究結果においては、トランス脂肪酸の摂取により、冠動脈疾患の発症については増加する可能性が高いとされている。また、肥満、アレルギー性疾患についても関連が認められたが、その他の疾患については、その関連の有無は結論が出ていない。さらに、妊産婦、胎児等に対しては健康への影響が考えられるとされている。一方、平均的な日本人の摂取量において、これらの疾病罹患リスク等と関連があるかは明らかでないとされ、日本人の大多数が WHO の勧告(目標)基準であるエネルギー比 1%未満であること、また、摂取量が健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいとされている。ただし、脂質に偏った食事をしている個人においては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が 1%を超えている場合があると考えられるため、留意する必要があると指摘されている(参照 5)。

消費者委員会では食品ワーキング・グループのヒアリングを通じ、トランス脂肪酸をめぐる現状について確認を行った。ヒアリングにおいては、心筋梗塞に大きな影響を与えている飽和脂肪酸と比較すると、エネルギー比の約 7%を飽和脂肪酸で摂取する場合とエネルギー比の約 3%をトランス脂肪酸で摂取する場合で同程度の悪影響を及ぼすが、平均的な日本人の推定摂取量(飽和脂肪酸：エネルギー比 7.2%、トランス脂肪酸：エネルギー比 0.7~0.8%(参照 25))に基づいて比較すると、トランス脂肪酸による影響度は相対的に小さいことが示された(参照 28)。

他方、エネルギー比 2%のトランス脂肪酸をシス型不飽和脂肪酸に置き換えると、約 20%の心血管イベントが抑制できるという推定結果から、食事中のトランス脂肪酸をシス型不飽和脂肪酸に変えるだけでも冠動脈疾患の予防につながることを示された(参照 29)。

食品安全委員会の評価書や消費者委員会におけるヒアリングを通じて、平均的な日本人の推定摂取量は WHO が勧告するエネルギー比 1%未満という低い水準に留まっていること、平均的な日本人の推定摂取量においては、トランス脂肪酸について考える際は、様々な要因を視野に入れ、相対的な議論をすることが必要であること、また、トランス脂肪酸の摂取量の多い人にとっては、食事中のトランス脂肪酸を減らすことが健康に及ぼす効果は大きいことがわかる。

(4) 今後の課題

現在の平均的な日本人の推定摂取量では健康への影響は小さいと考えられる。しかしながら、食生活の変化により、トランス脂肪酸含有量の多い食品の摂取が増えれば、将来、日本人のトランス脂肪酸摂取量が 1%を超えて増加し、健康に影響を及ぼす恐れがあるため、今後の摂取量を注視していく必要がある。

摂取量が増えることによる健康への影響は、長い年月をかけて表れる。例えば、家族性

高コレステロール血症⁴の男性では 30 歳～40 歳代で冠動脈疾患を発症する人が多いことを示すデータがある。家族性高コレステロール血症の患者は、30 年ほどかけてコレステロールが蓄積された後に冠動脈疾患を発症していることになる。このように冠動脈疾患につながる動脈硬化は何十年もかけて起こっており、動脈硬化を予防するには何十年も前に予測しなければならない。すなわち子供の頃からいかに気をつけていくかという予防医学の視点が重要である(参照 29)。消費者にこのようなリスクに対する意識付けを行うことが有益であるが、現時点において、十分に行われてはいない。

3. まとめ

工業由来のトランス脂肪酸は、健康へのリスクが報告されている反面、有用性については判明しておらず、出来るだけ摂取を少なくすることが望まれる。

現時点において、日本人の大多数は摂取量がエネルギー比 1%未満と推定されるため健康への影響を懸念するレベルではないが、摂取量を増やさないよう意識することが重要である。特に、若年層や女性は、前述したように摂取量が多い傾向にあり、また、問題とされる工業由来のトランス脂肪酸は油脂に含まれることから、脂質の摂取が多い人もトランス脂肪酸を多く摂取する可能性が高い。国民全体のエネルギー摂取量は減少しているものの、エネルギー摂取量に占める脂質の割合は増加傾向にあり、男性より女性のほうが目標量以上に脂質を摂取している割合が多い(参照 27)。女性は、脂質の多い菓子類やパン類等を好む傾向にあることも、エネルギー摂取量に占める脂質の割合が高くなりやすい一因と思われる。日本人の一般的な食生活においては、トランス脂肪酸のみを意識するのではなく、まずは脂質全体の過剰摂取に注意することが必要である。ただし、脂質は重要な栄養素でもあるため、適切な摂取を目指す必要がある。

平成 25 年国民健康・栄養調査によると、3 食ともに、穀類・魚介類・肉類・卵・大豆、野菜を組み合わせで食べている者の割合は、男女ともに年齢が若いほど低く、20 歳～30 歳代では、食事バランスが取れていない傾向が見られる(参照 27)。何を、どれだけ食べたらいいか、その基本は栄養バランスであり、食事摂取基準や食事バランスガイド(参照 4、30)等を活用することで、自分にとって健康の維持・増進に必要なエネルギーや栄養素の摂取量と照らし合わせて日々の食生活について考えることが望まれる。

健康にはバランスのよい食生活を意識することが効果的といえるものの、トランス脂肪酸はヒトに不可欠なものではないことから、専ら摂取の低減が望まれ、より一層低減の取組みを行う必要がある。

低減の取組みとして、食品表示を行うことは、消費者へのトランス脂肪酸のリスクに対する意識付けにつながると考えられるが、平均的な日本人の推定摂取量が現時点におい

⁴ LDL コレステロールを細胞内に取り込むために必要な LDL 受容体の遺伝子やこれを働かせる遺伝子に異常があり、血液中の LDL コレステロールが異常に増えてしまう病気。

てはエネルギー比1%未満のため、トランス脂肪酸は義務ではなく、任意表示と位置付けられている(参考資料6)。現状の中で、トランス脂肪酸の摂取をより少なくするためには、引き続き事業者の自主的な取組みとそれらを後押しする消費者庁、農林水産省、厚生労働省などのリスク管理機関の取組みをより一層進めていくことが重要である。

自主的な取組みとしては、食品中のトランス脂肪酸含有量の低減と適切な情報提供が挙げられる。食品中のトランス脂肪酸含有量の低減は、既に事業者が行っているが、一般用、業務用ともに油脂類やそれらを原材料に使った加工食品(外食を含む)全般について、引き続き低減に努める必要がある。ただし、トランス脂肪酸低減に伴い、飽和脂肪酸の含有量が増加しないよう留意することも必要である。その上で、食品事業者の取組みに対し、リスク管理機関がその効果を確認していくことが重要である。農林水産省では、優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質の1つとしてトランス脂肪酸を選定しており、国内で流通している加工油脂中のトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸の最新の実態を把握するための調査を実施している(参照32)。平成26年度はマーガリン、ファットスプレッド、ショートニング、平成27年度はクリーム類(植物性脂肪を含むもの)、食用植物油と年度ごとに対象品目を決めて調査が進められており、低減の状況を確認するため、リスク管理機関が今後も継続して調査を行うことが望まれる。また、リスク管理機関は、トランス脂肪酸の摂取量についても継続して確認していく必要がある。

また、消費者にとっては、まずトランス脂肪酸のリスクを知ることが重要となるため、わかりやすい情報提供が必要である。リスク管理機関は、消費者の正しい理解につながるよう、食品中の含有量や摂取量のデータ、疾病罹患リスク等に係る知見の収集を行い、引き続きトランス脂肪酸に関する情報を広く国民に提供していくことが必要である。中でも、トランス脂肪酸の摂取量が高い傾向にある若年層や20歳~50歳代の女性、さらに、子供の食生活を支える養育者に向けて、トランス脂肪酸の含有量が多くなりやすい食品やトランス脂肪酸を含む脂質を過剰摂取しないためのバランスの良い食生活のこと、また、過剰摂取による健康への影響は長い年月をかけて表れること等をわかりやすく情報提供することで、トランス脂肪酸のリスクに対する意識付けを行うことが必要である。

さらに、消費者がトランス脂肪酸について理解した上で、自主的に商品を選択することができるよう、食品事業者においては、消費者庁より平成23年2月に公表されたトランス脂肪酸の情報開示に関する指針(参照33)に沿って、販売に供する食品の容器包装、ホームページ、新聞広告等によりトランス脂肪酸を含む脂質に関する情報を自主的に開示する取組みを一層進めていくことを期待する。

このような自主的な取組みを続けていくことで、日本人全体のトランス脂肪酸の摂取量を増やさない努力を続けても、今後、リスク管理機関の確認を通じて摂取量の増加傾向が認められる場合は、所管省庁において、食品中のトランス脂肪酸含有量について上限値を設ける規制措置やトランス脂肪酸含有量の表示の義務付けを検討する必要がある。

食品ワーキング・グループとしては、消費者委員会において、引き続き、トランス脂肪酸の動向を注視すべきと考える。

参照

1. Codex. "Guidelines on Nutrition Labelling (CAC/GL 2-1985)"
2. Mozaffarian D, Katan MB, Ascherio A, Stampfer MJ and Willett WC. "Trans fatty acids and cardiovascular disease." *N Engl J Med* 2006 ; 354(15) : 1601-1613.
3. Tsuzuki W, Matsuoka A, Ushida K. "Formation of trans fatty acids in edible oils during the frying and heating process." *Food Chem* 2010 ; 123(4) : 976-982
4. 厚生労働省. 「日本人の食事摂取基準（2015年版）策定検討会報告書」 2014
5. 内閣府食品安全委員会. 「新開発食品評価書 食品に含まれるトランス脂肪酸」 2012
6. 内閣府食品安全委員会. 「平成 18 年度食品安全確保総合調査：食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査報告書」 2007
7. 内閣府食品安全委員会. 「平成 22 年度食品安全確保総合調査：食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査（調査報告書）」 2010
8. 農林水産省. トランス脂肪酸に関する情報
http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/index.html
9. 国立医薬品食品衛生研究所. 「食品中の汚染物質等の一日摂取量調査 一食当たり試料（one serving 試料）の分析によるトランス脂肪酸摂取量の推定：平成 20 年度食品等試験検査費（厚生労働省）報告書」
10. WHO. "Diet, nutrition and the prevention of chronic diseases: Report of a joint WHO/FAO expert consultation., WHO. Geneva." WHO Technical Report Series (No.916) 2003
11. Bialostosky K, Wright JD, Kennedy-Stephenson J, McDowell M and Johnson CL. "Dietary intake of macronutrients, micronutrients, and other dietary constituents: United States, 1988-94" *Vital Health Stat* 11 2002 ; (245) : 1-158
12. USFDA. "Food labeling: Trans fatty acids in nutrition labeling, nutrient content claims, and health claims." *Fed Regist* 2003 ; 68(133) : 41433-41506
13. EFSA. "Opinion of the Scientific Panel on Dietetic Products, Nutrition and Allergies on a request from the Commission related to the presence of trans fatty acids in foods and the effect on human health of the consumption of trans fatty acids." *EFSA Journal*, 2004 ; 81 : 1-49
14. Hulshof KFAM, van Erp-Baart MA, Anttolainen M, Becker W, Church SM, Couet C, et al. "Intake of fatty acids in Western Europe with emphasis on trans fatty acids: The TRANSFAIR study." *Eur J Clin Nutr* 1999 ; 53(2) : 143-157
15. EFSA. "Scientific Opinion on Dietary Reference Values for fats, including saturated fatty acids, polyunsaturated fatty acids, monounsaturated fatty acids, trans fatty acids, and cholesterol. EFSA Panel on Dietetic Products, Nutrition, and Allergies (NDA)." *EFSA Journal* 2010 ; 8(3) : 1461
16. SACN. "Update on trans fatty acids and health." 2007
17. FSANZ. "Review report: Trans fatty acids in the New Zealand and Australian food

- supply.” 2007
18. FSANZ. “Review report: Trans fatty acids in the New Zealand and Australian food supply.” 2009
 19. Danish Nutrition Council. “The influence of trans fatty acids on health: Fourth edition.” 2003
 20. Ministry of Food, Agriculture and Fisheries of Denmark. “Danish data on trans fatty acids in foods.” 2014
 21. FSA. “Trans fatty acids/ Executive summary.” 2007
 22. 国立医薬品食品衛生研究所. 「食品中の汚染物質の一日摂取量調査 トータルダイエツト試料の分析によるトランス脂肪酸摂取量の推定 : 平成 19 年度食品等試験検査費(厚生労働省) 報告書」
 23. 川端輝江, 兵庫弘夏, 萩原千絵, 松崎聡子, 新城澄枝. 「食事の実測による若年女性のトランス脂肪酸摂取量」 日本栄養・食糧学会誌 2008 ; 61(4) : 161-168
 24. Yamada M, Sasaki S, Murakami K, Takahashi Y and Uenishi K. “Association of trans fatty acid intake with metabolic risk factors among free-living young Japanese women.” *Asia Pac J Clin Nutr* 2009 ; 18(3) : 359-371
 25. Yamada M, Sasaki S, Murakami K, Takahashi Y, Okubo H, Hirota N, et al. “Estimation of trans fatty acid intake in Japanese adults using 16-day diet records based on a food composition database developed for the Japanese population.” *J Epidemiol* 2010 ; 20(2) : 119-127
 26. Kawabata T, Shigemitsu S, Adachi N, Hagiwara C, Miyagi S, Shinjo S, et al. “Intake of trans fatty acid in Japanese university students.” *J Nutr Sci Vitaminol* 2010 ; 56(3) : 164-170
 27. 厚生労働省. 「平成 15～25 年国民健康・栄養調査」
 28. 佐々木敏. 第 2 回食品ワーキング・グループ資料. 「日本人におけるトランス脂肪酸摂取量の実態と健康影響の推測」
 29. 寺本民生. 第 3 回食品ワーキング・グループ資料. 「トランス脂肪酸をめぐる」
参照 28、29 は消費者委員会食品ワーキング・グループのページを御参照ください。
<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting4/>
 30. 厚生労働省, 農林水産省. 「食事バランスガイド」
 31. 消費者庁. 第 1 回食品表示部会栄養表示に関する調査会資料. 「栄養表示の対象成分について」
 32. 農林水産省. 「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画 (平成 23 年度から平成 27 年度)」
 33. 消費者庁. 「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」

平成 27 年 6 月

特定保健用食品等の在り方に関する論点整理

消費者委員会食品ワーキング・グループ

1. 論点整理を行った経緯

特定保健用食品（以下、「特保」という。）は、健康強調表示を許可・承認する制度として、平成 3 年に栄養改善法に規定される「特別用途食品」の一つとして制度化され、その後、健康増進法に引き継がれたものである。

消費者委員会は平成 21 年の発足以降、健康増進法に基づく内閣府令により内閣総理大臣（所管：消費者庁）から諮問を受ける形で、特保の表示許可に関する審議・答申を行っており、その審議を通じて、特保制度に深く係わっている。

特保制度は制定から 20 年以上が経過し、特保の許可を得た製品は、1,153 品目（平成 27 年 5 月 13 日現在）となり、事業者団体の発表によると、平成 25 年度の市場規模は 6,000 億円を超えている。

特保が「健康に役立つ」として国民に広く利用されるようになった一方、消費者が健康の維持・増進、食生活の改善を目的とした制度であることを正しく理解して製品を利用しているか（効果に対し過大な期待をしていないか）、効果に見合わない宣伝・広告が行われているのではないかとといった疑義が示されるようになった。また、消費者委員会で特保の表示許可を審議する委員からも、特保に関して、表示・広告に関する問題だけでなく、制度や運用についても問題提起がされるようになってきている。

消費者委員会は平成 25 年 1 月に「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」を出し、消費者庁に対して、特保も含む健康食品の表示・広告の適正化に向けた取り組みの強化や、健康食品の安全性に関する取組の推進、健康食品の機能性の表示に関する検討、健康食品の特性等に関する消費者理解の促進について、対応を求めた。その後の状況について注視してきたが、いわゆる健康食品の表示・広告問題は解決しておらず、更には、特保においても、上述のような疑義が示される状況となっている。

平成 27 年 4 月には機能性表示食品の制度が始まり、企業の自己認証で健康強調表示を行うことができるようになった。同制度による製品は特保とともに、「いわ

ゆる健康食品」と呼ばれる製品群に含まれる、健康への効果や安全性が明らかでない食品の淘汰に寄与することが期待されている。しかし、その効果が十分に発揮されるためには、国民が各制度を正しく理解し、適切な製品選択を行うことができる環境を早急に整えることが求められる。

このような状況を受けて、食品ワーキング・グループは、特保をはじめとする健康食品の表示・広告に関する問題、また、特保の制度・運用に関し問題点の洗い出しを行うことが必要¹であると判断し、今回の論点整理を行ったものである。

2. 論点

表示や広告について

特保を含む健康食品全般の、キャッチコピーをはじめとする表示や広告が、消費者に過度の期待を抱かせているのではないかと指摘がある。従前は「いわゆる健康食品」と呼ばれる製品群において指摘されることが多かったが、近年、一定の効果が証明されている特保食品においても、当該食品が有する効果を上回るイメージを消費者に抱かせる表示や広告が目立つようになったとの問題提起があった。これは、特保制度の持つ「健康の維持・増進、食生活の改善」という目的に対する消費者の理解の低さにも関係していると考えられる。

特保を含む健康食品全般の表示・広告に関する現状について、消費者と事業者双方の認識を確認し、誤解を生じない表示・広告の在り方について議論を行うことが必要である。また、消費者が特保制度をどの程度理解した上で製品を使用しているかについても調査し、確認を行った上で、対策を検討すべきである。

制度及び運用の見直しについて

特保は制度制定から20年以上が経過し、1,000品目を超える許可製品が存在する状況となっている。これら許可製品の中には生産が終了し、現在は販売されていない製品も含まれており、現在の制度においては、相当以前に許可を受けた製品の申請内容をそのまま用いて、例えば20年前の試験結果を根拠に、新たな製品を再許可品として、消費者委員会での審査を経ずに許可を受けること

¹ 機能性表示食品に係る食品表示基準についての答申書（平成26年12月9日府消委第287号）において以下の表明を行っている。

「特保制度との関係・整序などの根本的な問題や、いわゆる健康食品や特保を含め表示だけでなく広く広告を含めたあるべきルールの問題について、さらに消費者委員会として、引き続き検討を加える所存である。」

も可能である。この20年で試験方法の見直しや科学的知見の変化もある中で、それらを考慮することなく申請を行っても、表示許可を得られる可能性がある状況であることは、運用上問題である。

また、今春スタートした機能性表示食品制度と比較すると、論文投稿に際しては記述すべき項目をリスト化した「CONSORT 声明²」への準拠や臨床試験（ヒト試験）の際に研究計画を UMIN 臨床試験登録システム³に登録する必要があるなど、機能性表示食品のほうが厳しい点も見受けられ、そういった面でも特保の審査基準が現時点において妥当なのか、検証が必要である。更に、機能性表示食品制度が創設されたことを受けて、2つの制度の差別化を図るうえで「特保の位置づけ」を見直す必要があるかなどの検証も必要であり、現在の特保制度および運用が妥当なのか、改めて検討する時期にきていると考える。

消費者委員会が平成23年に「特保の表示許可制度についての提言」で示した再審査制や更新制について早急に検討を深める必要がある。併せて、制度および運用全般について見直しが必要か、検討すべきである。

特保の情報開示について

現在、特保の申請内容は行政機関から一切公開されていない。国立健康・栄養研究所が運用するサイトで「特定保健用食品の製品情報」として公開されているが、このサイトは申請者が承諾した範囲で掲載がされており、更には、掲載自体を承諾しなかった製品については、何も掲載されないという状況にある。近年、多くの特保製品に、持病がある人などは利用にあたって医師に相談することを求める注意書きがされているが、作用機序を含めた情報が広く公開されていないことも多く、相談を受けた医師や薬剤師、栄養士などが、適切に消費者の相談に回答できない状況にある可能性がある。

特保製品の申請内容の情報開示についても、その可能性および必要性を検討すべきである。

-
- 2 ランダム化比較試験（Randomized Controlled Trial: RCT）報告の標準化を目的とした国際指針で、1996年に初版が公表された。最新版は2010年の全25項目からなる第3版（CONSORT 2010 声明）。医薬系の主要国際誌の多くは、CONSORT 声明チェックリストに準拠することをRCT論文投稿時の条件としている。
 - 3 出版バイアスの防止等を目的に平成17年6月1日より開始した、国内最大の臨床試験登録システム。UMIN（大学病院医療情報ネットワーク（University Hospital Medical Information Network））とは、国立大学附属病院長会議のもとで運用されているネットワークサービスのこと。WHOの臨床試験登録国際プラットフォーム（International Clinical Trial Registry Platform: ICTRP）にもリンクされている。

消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ 議事一覧

第1回：平成27年3月31日（火）

参考人：一般社団法人消費者市民社会をつくる会理事長 阿南 久 氏
弁護士 二之宮 義人 氏

内 容：国や地域における官民連携の在り方、適格消費者団体への支援の在り方について

第2回：平成27年6月2日（火）

参考人：サステナビリティ消費者会議代表 古谷 由紀子 氏

内 容：事業者と消費者団体の連携における行政の役割について

第3回：平成27年6月19日（金）

参考人：茨城大学人文学部社会科学科教授 井上 拓也 氏

内 容：日本の消費者団体の現状と課題について

第4回：平成27年7月2日（木）

参考人：公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）

理事長 坂倉 忠夫 氏、専務理事 長谷川 公彦 氏、
事務局長 清水 きよみ 氏

内 容：事業者又は事業者団体と行政の連携について

第5回：平成27年7月28日（火）

参考人：国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
准教授・主任研究員 庄司 昌彦 氏

内 容：消費者行政における既存データの活用策、効果的な情報収集と収集した情報の分析方法、高齢者の消費者被害への対策事例等について

消費者行政における新たな官民連携の
在り方に関する調査報告の概要
～ 行政のスリム化・効率化をこえて～

平成27年8月
消費者委員会 消費者行政における新たな
官民連携の在り方ワーキング・グループ

目次

- 検討を開始した背景(ワーキング・グループを設置した経緯)……………1
- 1 はじめに(問題意識)……………2
- 2 消費者行政における官民連携の意義～保障行政論を手掛かりに～
(消費者行政における保障行政の考え方)……………2
- 3 消費者行政における官民連携の現状と可能性(連携のアイデア)……………3
- 4 消費者行政における官民連携の中長期的な指針……………4

検討を開始した背景(ワーキング・グループを設置した経緯)

- ・消費者庁・消費者委員会が発足して5年が経過し、第3期の新しい消費者基本計画が始まる中で、消費者委員会として短期的な課題へ対応するだけでなく、中長期的視野から消費者行政の在り方について検討し、意見表明することが必要であると考えた。
- ・消費者被害が複雑化・多様化する中、消費生活センターの民間委託や適格消費者団体に関する制度整備など、民間の力を活用しながら消費者行政をより充実したものにいく方向性は今後進む。
- ・そこで、消費者行政において、どのような官民連携が考えられるか、また、民間の力を活用する場合には、行政がどのような責任とコストを負担していくべきか等について、ワーキング・グループを設置して議論していくことになった。

【消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ担当委員(消費者委員会委員)】

山本 隆司(座長)、岩田 喜美枝(座長代理)、河上 正二、唯根 妙子

開催実績(平成27年3月～7月:計5回)

- 第1回:国や地域における官民連携の在り方、適格消費者団体への支援の在り方
- 第2回:事業者と消費者団体の連携における行政の役割
- 第3回:日本の消費者団体の現状と課題
- 第4回:事業者又は事業者団体と行政の連携
- 第5回:消費者行政における既存データの活用策、効果的な情報収集と収集した情報の分析方法

【担当委員によるヒアリング】

適格消費者団体及び有識者(計12回)

【消費者委員会事務局によるヒアリング】

消費者団体、適格消費者団体、地方公共団体、事業者団体、事業者、有識者(計27回)

1 はじめに（問題意識）

消費者問題は極めて多様で複合的・広域的に発生しており、種々の手法を効果的に組み合わせる対応が必要。そのためには国・地方公共団体（行政）職員だけでなく、人的資源・専門的知見等において、官民連携による制度的補完が必須

消費者政策の効果的実現には、行政の「公助」に加えて、民間の中間的団体による「共助」、消費者個人の自覚的行動による「自助」が必要。それらの効果的連携の可能性と、そこでの行政による「支援の在り方」について検討する必要がある

2 消費者行政における官民連携の意義 ～保障行政論を手掛かりに～ （消費者行政における保障行政の考え方）

299

保障行政とは、民間の主体が公益のために活動する役割を担い、行政はそのための枠組（制度）設定、状況観察、必要な関与を行う行政手法。行政が、民間の主体の能力を刺激し活用しつつ、衝突・すれ違いを調節する場を設ける、活性化する国家モデル

消費者行政においては、行政が、市場における消費者の視点強化のために、消費者が利用できる情報の創出・伝達と消費者の交渉力の充実・強化のための、仕組みを作り、働きかけること

市場で活動し市場の形成に関与する多様な民間の主体が、市場における消費者の視点を強化するために、それぞれの強みを生かしながら連携できるようにすることが重要

3 消費者行政における官民連携の現状と可能性(連携のアイデア)

連携の主体	期待される役割	連携強化に向けた行政の支援策(アイデア)
消費者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性の発揮 ・独自性の発揮 ・行政・事業者と消費者の仲介役 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報提供とIT活用に係る技術的支援 ・交流、連携の場の設定(研究者等とのネットワーク、共同研究) ・財政支援(基準設定、支援の拡大)
適格消費者団体 (特定適格消費者団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における公益的な団体 (行政が担うべき監督・法執行の一端を差止請求や民事救済で担う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政推進交付金の利便性の拡充 ・基金の設立 ・適格消費者団体、消費者団体訴訟制度の広報 ・適格消費者団体の認定を目指す団体への支援
事業者、事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営の促進 ・消費者志向経営の評価の指標づくり、重要性の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の実態に即した自主規制の作成 ・消費者教育 ・情報データの利活用、情報共有の促進

連携の主体等

今後の発展の可能性

研究機関・大学	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門性を有する研究機関との連携 ・大学の中立性や信頼性を生かした連携。特に地方の大学の大学の活動との連携 ・商品の選択を通して環境等に働きかけを試みる大学の活動との連携 ・大学(研究機関)と消費者団体等の知恵を生かし、継続的な共同調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の低減のための研究 ・特に地方の大学の大学は地域において行政や事業者、消費者
多様な主体の 参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、事業者、消費者団体等や各分野の専門家が議論できるマルチステークホルダー会議等の場の設定 ・既存の地域ネットワークの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチステークホルダー会議等

行政内部の課題

- ・関係する行政機関を結集し、問題を解決する協力態勢を作ることが重要(縦割りの排除)
- ・行政の担当者の消費者問題への理解を深めるため、省庁間、官民間で人事交流や研修交流を推進

4 消費者行政における官民連携の中長期的な指針

1. 行政と民間の主体との、異なる特性を生かす

官民連携の意義は、民間の主体の柔軟・多様な考え方や試行・実験の要素を導入し、新たな問題を発見する能力を生かすことにある

事前規制・監督が民間の主体の自主性・自律性の侵害にわたっていないかを検証
官民連携を持続的に発展させる支援
複数の民間の主体が相互連携できる場の設定
関係行政機関を結集して問題を解決する態勢づくり

2. 適度な規律とともにする助成

行政は、民間の主体または官民連携の手続全体において、**専門性、中立性・非党派性、開放性・透明性、権利侵害の防止を確保すること、これらの条件を満たしつつ活動できるための資源を補助することが必要**



中立性・非党派性

・民間の主体が必要な資源を支援することが行政の任務
・制度が実効的に機能するよう考慮

3. 政策決定から執行までの全局面で「議論」の段階を設ける

個別決定・執行に近い局面での連携のみに傾斜すると官民連携が行政の下請けとの印象を招きかねない。ルールや政策の決定に近い局面等事前・中間でも「議論」を

消費者教育 → 民間の主体が消費者政策の形成・執行の局面に参画
政策評価 → 地方公共団体の消費者政策の比較評価
事業者の提案に基づく規制改革のための政策決定
→ 消費者が参加して消費生活への影響を実証的に評価(アセスメント)する段階を組み込む

4. 公益を実現する場としての市場を考える

事業者・事業者団体を含む民間の主体が公正な市場を構築するために幅広く参画することを促すべき

関係行政機関、消費者団体、大学等の専門機関等、事業者団体等が参加する協議会を組織

事業者の消費者志向経営を評価する仕組みを拡充
自主規制基準に係る法整備等

- ・事業者団体が策定する自主規制基準を国が認定
- ・策定及び認定に消費者代表が参加
- ・事業者の行為が基準に適合する場合に法律上の義務要件に適合するものと推定

消費者が、自身の効率性だけでなく環境等の公益を考慮した選択を行うことで、市場は更なる公益実現機能を担う